

代表者

視察報告書

令和元年 6 月 17 日

会派代表者 殿

呉市議會議員

谷本誠一

次のとおり行政視察したので報告します。

1. 視察期日

令和元年 5 月 30 日（木）～31 日（金）

2. 調査項目

東京都八王子市・栃木県栃木市

地域生活支援拠点等整備推進モデル事業について

3. 参加議員

谷本誠一議員

行政視察報告書

呉市議会議長殿

令和元年6月17日

呉市議会議員 谷本誠一

1. 観察期日 令和元年5月30日（木）～31日（金）

2. 調査項目 東京都八王子市＝地域生活支援拠点等整備推進モデル事業について
栃木県 栃木市＝地域生活支援拠点等整備推進モデル事業について

東京都八王子市

■調査項目 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業について

調査対応者

- ①福祉部障害者福祉課課長 小池育秀
- ②福祉部障害福祉課課長補佐兼主査 遠藤徹也
- ③福祉部障害者福祉課主事 高橋宏昌
- ④議会事務局庶務調査課主査 内藤哲一

調査期日

令和元年5月30日（木）午後1時半～3時半

八王子市の概要

人口=563,000人
世帯数=269,000世帯

調査目的

呉市は今年度より地域生活支援拠点事業をスタートさせた。面的整備型で既存事業所4箇所を選定した。しかしながら、その具体的な内容が解り難くなっている。そこで、厚労省のモデル事業として、同じ面的で先駆けてスタートした八王子市の取り組みを学び、呉市に活かそうと考えた。

調査内容

【八王子市からの説明】

1. 事業前の障害福祉サービスの実情と課題

- ①重複を含み14%が障害者である。
- ②障害者の高齢化や重度化、サービスの狭間が課題。

2. 国のモデル事業に応募した経緯

- ①H26.3～=障害者自立支援協議会地域移行部会で、親の亡き後対策を既に議論していた。
- ②H27.10～=国が示したモデル事業を半年間実施
- ③H28度～=本格実施
※第4期障害者福祉計画（27～29年度）に盛り込んでいた。
- ④第5期障害者福祉計画（30～32年度）に位置付け

3. 面的整備体制確立までの準備内容

- ①事業所間のネットワーク化は進んでいた。
- ②地域が広く、拠点が多かったため、地域と障害種別を網羅する委託相談支援事業所5箇所の事業所を核に選択した。
- ③拠点にコーディネート機能（地域生活支援員）を持たせ、市内前障害福祉サービス事業所で取り組む体制を目指す。

4. 支援拠点の体系内容

- ①相談
地域生活支援員を拠点5箇所に14名配置→訪問有り
病院、銀行への対応（アウトリーチ支援）
- ②体験機会・場の提供
一人暮らし体験、グループホーム体験入居を通して必要となる支援の見極め
マンションの一室を併用したり、グループホームを活用

- ③緊急時の受け入れ・対応（検討中→ウィークポイント）
 - 24時間対応、夜間、休日対応に関し、一時的に施設や病院で受け入れた実績はあるが、体制整備されていない。
 - 虐待防止センターの機能（職員が携帯電話を持ち回り、24時間体制に）を活用
- ④専門的人材の確保・養成
 - 地域生活支援員や相談支援専門員、障害者支援機関の能力向上を目的に研修会を年1回開催
- ⑤地域の体制づくり
 - 制度の隙間を埋める体制整備を目指す。
 - ピュアサポートー（入院経験のある精神障害当事者）による活動
 - 登録制（特色施策）=精神障害者にたけた事業所に人材登録してもらう。
 - 精神病院への長期入院患者に対し退院を促す（サポートーの病院派遣）。
 - 退院後の生活イメージを与える（インターホンの使い方を教えたり）

5. 国の交付金や市の負担内容と金額

- ①モデル事業の半年間=国1/2、市1/2の負担割合、250万円ずつ
- ②H28年度以降は、国の補助が切れ、全額市費=1,080万円／年
- ③H31年度予算は、1,094万4千円
- ④事業費の内訳は、職員人件費と研修費

6. 事業化後の新たな課題

- ①障害特性に応じた体制づくり
 - 精神障害者はサービス制度受給が殆どなく、それらを埋める体制づくりが急務
- ②面的整備としてのバランス強化
 - 現在人口10万人に1箇所だが、人口密度や地域的、障害種別的にバランスが取られているのか、再検討が必要。医療的ケアや児童に特化したサービス提供も課題。
- ③専門的人材育成
 - 重症心身障害、高次脳機能障害、発達障害等、専門知識を有する人材が乏しい。
- ④緊急時の対応
 - 夜間、休日の緊急連絡に対し、何処の誰がどのように対応するのかが確立されていない。
- ⑤基幹相談支援センターが障害福祉課内に設置されているが、外部委託が課題。

【質疑応答】

1. 地域生活支援拠点事業は、国の第5期障害福祉計画に初めて位置付けられたが、その法的根拠はあるのか？

【答弁】

法的根拠はないが、ニーズあるので、本市では国の通知に従い、障害福祉計画に位置づけていち早く実践している。

2. 国が通知で示した5類型は全て展開する必要があるのか？

【答弁】

義務付けではない。

3. 施設や事業所の種類と数は？

【答弁】

障害者支援施設（入所）	= 10箇所
障害者就労継続A型（通所）	= 6箇所
障害者就労継続B型（通所）	= 59箇所
生活介護	= 59箇所
委託相談支援事業所	= 5箇所

4. 「地域生活支援員」と「相談支援専門員」との違いは？また、国は「地域生活支援拠点等職員等」としているが、「地域生活支援員」の呼称は八王子市独自か？そして、これらはどのような資格を有するものなのか？

【答弁】

「地域生活支援員」と「相談支援専門員」は共に「地域生活支援拠点等職員等」に該当するもので、八王子市独自の呼称である。

どちらも地域生活支援拠点事業の要綱等において、福祉に関する資格の取得を必須の要件とはしていないが、専門性のある業務のため、本事業におけるこの二つの専門職は、何らかの形で福祉関係の業務に従事した経験のあるものが携わっている。

●地域生活支援員

現場での対応も含め、当事者が地域で生活していくため
に必要な支援を見極め、既存の福祉サービスや支援機関につなぎ、地域生活ができるまで

支援を行う者です。

●相談支援専門員

自らも地域生活支援員の役割を果たしながらも、事業実施の上で、地域生活支援員を統括する役割を果たし、支援の方向性の判断が難しい事例について、その方向性の決定を行う者です。

5. ピュアサポーターに係る内容や経費は？

【答弁】

精神障害に強い1施設に依頼し、3拠点に13名の登録者がいる。
当初はボランティアだったが、今年度から報奨金（非課税）として1回3千円（費用弁償）とした。
平成28年度スタートし、29年度に向け予算要求したが叶わず、29年度は延べ90回派遣した。
31年度予算は144,000円（延べ48回分）

6. 65歳問題（介護保険優先で、費用負担が発生）についてどう考えるか？

【答弁】

昨年、浅田訴訟判決が広島高裁岡山支部で下され、原告勝訴、岡山市が上告を断念した。今後全国的に影響が広がると思われる。

【呉市での展開の可能性】

1. 呉市は今年度スタートしたが、各事業所の役割分担を明確化しつつ、広報する必要がある。
2. ピュアサポート制度は有益ではあるが、精神病院の退院促進を先ず前面に掲げる必要があるのではないか？
3. 緊急時の受け入れ、24時間体制の確立は人件費がかかり、かつすぐに人材が確保できるか疑問な点が多々ある。自立支援協議会と詰める必要がある。

栃木県栃木市

■調査項目 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業について

調査対応者

- ①福祉保健部障がい福祉課課長 廣田智之
②福祉保健部障がい福祉課副主幹兼障がい児相談支援センター係長 町田江美
③議会事務局 濑下氏

調査期日

令和元年5月31日（金）午前9時50分～12時

栃木市の概要

人口=160,000人
世帯数=65,000世帯

調査目的

呉市は今年度より地域生活支援拠点事業をスタートさせた。面的整備型で既存事業所4箇所を選定した。しかしながら、その具体的な内容が解り難くなっている。
そこで、厚労省のモデル事業として、同じ面的で先駆けてスタートした八王子市の取り組みを学び、呉市に活かそうと考えた。

調査内容

【栃木市からの説明】

1. 事業前の障害福祉サービスの実情と課題

- ①緊急時は障害福祉サービスでは対応し切れず、市職員や各事業所が対応に苦慮
②H24度=社会福祉課内に障がい児者相談支援センター（3名体制単市）を設置
③H27.10=基幹機能を付加→3名増員（4法人から6名を派遣）
④障害者の状況（平成30年度末現在）
　身体障害者手帳所持者 = 5,873人
　療育手帳所持者 = 1,520人
　精神障害者保健福祉手帳所持者 = 1,002人

⑤事業所数（平成28年度末現在）
 居宅介護 = 19箇所
 グループホーム = 9箇所
 生活介護 = 20箇所
 短期入所 = 1箇所
 就労継続支援A型 = 3箇所
 就労継続支援B型 = 17箇所 etc
 ⑥障害福祉サービス延べ利用者数
 18歳以上 = 1,857人
 18歳未満 = 381人

2. 国のモデル事業に応募した経緯

- ①第4期障がい者福祉計画（平成27～29年度）に、29年度構築を記載
- ②障がい者自立支援協議会で検討
- ③緊急時対応が最大の課題であったことから、これを推進するため、モデル事業に応募した。
- ④H27.10～=国のモデル事業（面的整備型）実施（半年間）

3. 面的整備体制確立までの準備内容

- ①H28度=自立支援協議会内に拠点ワーキンググループを設置
- ②H28.11～3月=緊急時支援思考運用事業を実施（県のモデル事業）
※地域生活支援事業
- ③H29度=栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業を本格運用
- ④H29度=栃木市くらしだいじネット緊急時支援事業要綱を制定
- ⑤自立支援協議会・障害者福祉幹事会と障がい者等支援担当者会議で練る。
- ⑥講演会やシンポジウムを開催
- ⑦事業所アンケートの実施

4. 支援拠点の体系内容

- ①相談機能
21箇所市営特定相談支援事業所毎に担当の委託相談員を明確化、後方支援
平成28年度より、指定特定相談支援事業所に対し、年1度研修会を実施
- ②体験の機会・場
住む家を探すシステム構築→宅建業者リストを病院等に配付
宅建協会との意見交換会実施
一人暮らしの体験試行運用事業（R1.7～2.2）=アセスメントの場
※県のモデル事業
- ③緊急時支援（H28度～）
365日24時間の携帯電話による緊急連絡体制
コーディネート機能付与
人件費等委託料の予算措置
- ④専門的人材の確保、養成
居宅介護事業所研修会（年3回）
相談支援ネットワーク定例会（年6回）
障がい児福祉サービス事業所連携会議（年3回）
- ⑤地域の体制づくり
H27.11～ =緊急時支援思考運用事業アンケート
H28.11～12 =緊急時の視点を入れたケア会議実施
H28度～ =くらしだいじネット報告会の開催（毎年）
H28.12～ =とちぎシェアねっと運用事業（事業所オンライン化）
※事業所空き情報の共有←各事業所が入力
※データ共有や大容量データの受け渡し
H29.4～ =医療的ケアグループ設置→事業所、医療機関へ実態調査
H30.3～ =くらしだいじネット緊急時支援登録者のケア会議
※18歳未満、医療ケア必要者、強度行動障害等

5. くらしだいじネット緊急時支援事業

- ①緊急時か否かの判断は市が決定
- ②登録制=相談支援専門員等と相談し、「利用登録届」を提出
登録A（180名）=サービス利用計画ありの人
栃木バージョンの計画様式
(コミュニケーションの特徴、医療、アレルギー情報)
- 登録B（11名）=サービス利用計画のない人（日中活動系事業所利用者）
- 登録C（3名）=サービスを利用していない登録希望者

- ③緊急事態発生→障がい者基幹センター（コーディネート）
 - 相談 2名体制（栃木バージョン）
- ④受け入れ体制=措置制度、特例介護給付、市単独予算による実施
 - 緊急短期入所（契約事業所= 9箇所）
 - 緊急居宅介護（契約事業所= 10箇所）
- ⑤受け入れ後支援体制=センターがケア会議を招集（最長7日以内）
 - 継続支援必要者で相談支援専門員不在→センター対応
- ⑥委託事業所
 - 緊急短期入所= 9箇所
 - 緊急居宅介護= 10箇所
 - 駆けつけ応援= 30箇所

6. 国の交付金や市の負担内容と金額

- ①H27度／国のモデル事業（補助率1/2）= 49万円
 - ※研修会講師謝金、職員旅費、短期入所等体験利用提供
- ②H30度／緊急時支援事業= 68万5千円
 - ※緊急短期入所、緊急居宅介護、駆けつけ応援
 - ※地域生活支援事業（地域移行のための安心生活支援）を活用

7. 事業化後の新たな課題

- ①個々のケースに普段からチームで支援する体制の整備や、自立支援協議会の更なる活用を検討
- ②緊急時リスクを減らすためのリスクマネジメントを行える相談支援専門員のスキルアップ
- ③様々な研修を通じての専門的人材の更なる育成

【質疑応答】

1. 基幹相談支援センターとは？

【答弁】

地域生活支援事業のメニューで、成年後見、虐待防止、人材育成、自立支援等コーディネート機能を付加。
国1/4、県1/2、市1/4だが、予算の範囲内なので、実際は国県で約7割程度。
残りは市一般会計からの持ち出し

2. 栃木シェアネットの負担は？

【答弁】

事業所負担はなく、市が全額負担で、月額5千円、年6万円

3. 県のモデル事業の内容や負担は？

【答弁】

県補助は312万8千円。安心相談支援体制整備事業は1/2補助、緊急時支援事業は基幹相談支援センターの委託（携帯対応の時間外手当）、連携ネットワーク構築事業は10/10補助で3万2千円（研修会講師謝金）。

4. 地域生活支援拠点事業の総事業費は？

【答弁】

平成28年度以降、3,500万円である。

【呉市での展開の可能性】

1. 基幹相談センターが市障がい福祉課内にあることで、全事業所のネットワークを面的整備型と位置づけており、呉市にない同センターの費用対効果を探る必要がある。
2. 緊急支援事業は、事業所のスペースや人材確保が鍵を握っており、事業所の意向を確認しつつ、財源の裏付けが必要である。
3. 事業所空き状況のオンライン共有は、大きな予算がかからず可能である。
4. 地域生活拠点支援事業は国の補助がなく、単市丸抱えとなっているため、地域生活支援事業を可能なところは活用すべきである。